

KOBE PiTaPa STACIA NC規約改定に伴う変更内容

1) 変更規約：KOBEカード協議会NCカード会員規約

<現行>

第4条（退会もしくは会員資格の喪失）

1. 会員は協議会所定の方法により退会することができます。この場合、協議会の指示に従い所定の届け出用紙と共に本カードを使用できない状態にしたうえで協議会所定先に返還していただきます。なお、協議会が会員から退会の意思表示を受けた日をもって退会とし、会員資格を喪失します。

<変更>



第4条（退会もしくは会員資格の喪失）

1. 会員は協議会所定の方法により退会することができます。なお、協議会が会員から退会の意思表示を受けた日をもって退会とし、会員資格を喪失します。

2) 変更規約：KOBE PiTaPa STACIA NC カード会員特約

<現行>

第8条（退会）

1. 会員は、本カードを退会する場合、本カードを添え、所定の届出用紙によりスルツとに届け出るものとします。

<変更>



第8条（退会）

1. 会員は、本カードを退会する場合、所定の方法でスルツとに届け出るものとします。